

令和8年2月2日

既存住宅流通活性化緊急促進事業に係る事務事業
を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局
参事官（住宅瑕疵担保対策担当）

次のとおり、既存住宅流通活性化緊急促進事業に係る事務事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和8年1月13日～令和8年1月26日

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 事業の実施に関する計画が適切なものであること
- 2) 事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること
- 3) 事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること
- 4) 事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- 5) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること
- 6) 事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること

<選定した事業者>

提案者：1者 一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会

選定：一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会